明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十二年十二月三十一日までの間	一五、四四〇人
国税庁	平成二十二年十二月三十一日までの間	五六、九四〇人

○文部科学省令第十一号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

文部科学大臣　川端　達夫

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

第一条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第二十二条第一項中「五十六人」を「五十五人」に改める。

第二十四条の見出し中「教育財政室」の下に「及び高校修学支援室」を加え、同条第一項中「教育財政室」の下に「及び高校修学支援室」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　高校修学支援室は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関する事務をつかさどる。

5　高校修学支援室に、室長を置く。

第三十一条の見出し中「並びに教員研修企画官」を削り、同条第一項中「並びに教員研修企画官」及び「それぞれ」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第三十三条の見出し中「学力調査企画官」を「学校運営支援企画官及び学力調査企画官」に改め、同条第一項中「学力調査企画官」を「学校運営支援企画官及び学力調査企画官それぞれ」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　学校運営支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に関する重要事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に関するものを助ける。

第三十六条の見出し中「国際企画室及び大学設置室」を「大学設置室及び国際企画室」に改め、同条第一項中「国際企画室及び大学設置室」を「大学設置室及び国際企画室」に改め、同条中第九項から第十一項までを削り、第八項を第十一項とし、第五項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の三項を加える。

5　大学設置室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

二　大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

6　大学設置室に、室長及び大学設置専門官一人を置く。

7　大学設置専門官は、大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

第五十条の見出し中「保障措置室」を削り、同条第一項中「、保障措置室」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項から第十四項までを二項ずつ繰り上げる。

第六十四条を次のように改める。

（核不拡散・保障措置室）

第六十四条　開発企画課に、核不拡散・保障措置室を置く。

2　核不拡散・保障措置室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、文部科学省の所掌事務に係る原子力の平和的利用の確保に関すること。

3　核不拡散・保障措置室に、室長を置く。

第六十五条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　地震調査研究企画官及び専門調査官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第六十六条の見出し中「地球・環境科学技術推進室並びに」を削り、同条第一項中「地球・環境科学技術推進室並びに」を削り、同条中第二項から第四項までを削り、第五項を第二項とし、第六項を第三項とする。

第六十六条の次に次の一条を加える。

（核融合開発室及び地球観測推進専門官）

第六十六条の二　環境エネルギー課に、核融合開発室及び地球観測推進専門官一人を置く。

2　核融合開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　核融合に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　核融合に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三　核融合に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四　核融合に関する関係行政機関の経費の見積もりの方針の調整に関すること。

五　基盤的研究開発に関する事務のうち核融合に係るものに関すること。

六　原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのもののうち核融合に係るものに関すること。

七　原子力政策のうち科学技術に関するもののうち、核融合に係るものに関すること。

八　文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち核融合に係るものに関すること。

九　大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する核融合に関する科学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

3　核融合開発室に、室長並びにＩＴＥＲ計画推進専門官、核融合国際協力専門官及び核融合科学専門官それぞれ一人を置く。

4　ＩＴＥＲ計画推進専門官は、国際熱核融合実験炉計画の推進に関する専門的事項（核融合国際協力専門官の所掌に属するものを除く。）についての企画及び立案に当たる。

5　核融合国際協力専門官は、国際熱核融合実験炉の建設及びこれを用いる研究開発と密接な関連を有する科学技術に関する研究開発に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6　核融合科学専門官は、核融合科学における学術研究の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

7　地球観測推進専門官は、地球観測の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。